

8月8日(金)・8月13日(水)に開催された

経験者採用試験 WEB 説明会での Q&A

【1. 受験資格・求める人材について】

Q：合格有効期間（5年）の間、1年目で採用に至らなかった官庁に2年目以降も訪問することは可能ですか？

A：2年目以降も同じ官庁に行ってはいけないという制限はありません。1年目の時に採用予定を立てていなかった官庁が2年目以降官庁訪問に参加しているという場合もありますので、2年目以降改めて別の官庁へ訪問することも可能です。

Q：官庁訪問期間以降でも採用可能なのでしょうか？

A：2025年度経験者採用試験の合格者については、人事院が指定した内定解禁日以降いつでも採用してよいこととなっています。行きたい省庁が決まっている場合、各省庁のHP等から2026年度の官庁訪問対応期間をご確認いただいて面接に行く、あるいは官庁訪問に対応していない場合にも面接を受け付けてもらえないかと連絡をしていただくといった方法もあります。2026年度以降官庁訪問を受け付けている官庁は2026年9月頃に人事院HPに掲載予定ですのでご覧ください。

Q：何歳くらいまでの採用実績がありますか？

A：実際に採用された方々の年齢を調べたデータはございませんが、50代の方でも試験に最終合格して働いている方もいます。

Q：前職はどのような業種が多いですか？

A：多種多様で、公務員の方もいれば製造業や教育・福祉系など全く業界の違う民間企業の方もいます。勤務していた業界だけを重視せず、民間企業等で培った柔軟な発想等を重視しますので、前職が〇〇だから採用されない、関連する業種でないから採用されないといったことはありません。

Q：求める人材に正社員・正職員としての通算年数が記載されている試験もありますが、受験資格はあっても通算年数が足りない場合どのような経歴を記載・説明したらいいですか？

A：あくまでも求める人材は、目安としての通算年数であり絶対ではありませんので、正社員・正職員でなくともこれまで経験されたことを記載等してください。

Q：府省合同A区分に求められる素養はどういうものですか？

A：受験案内にも記載しておりますが、求める人材としては、困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力といったものや、対人能力・調整力を有する方としています。また、公務に対して強い関心を持っていて、これまでの経験や企画力・発想力を活かして公務でしたいことへの想いとビジョンを強く持っている方が求められています。

Q：「正社員・正職員として2年以上従事した方」にはポストドクター研究員も含まれますか？

A：正社員・正職員にポストドクター研究員は含まれませんが、あくまで「求める人材」であるため必ずしも正社員・正職員の経歴が2年以上ないといけないということではありません。ポストドクター研究員として研究された内容や知見をどう公務に生かせるか、官庁訪問等の場でお話ししてください。

Q：少しでも採用を希望する省庁に関係する仕事を経験していないといけないのですか？

A：必ずしもその省庁に関係する仕事をしていなければいけないというわけではなく、色々な業界の方、色々な経験をされた方を募集しています。実際、必ずしも各省庁と関連する業界でなくても採用されております。

Q：採用者に求められている能力は？

A：中途採用者に求められているのは、やはり公務にはない経験、多様な知見、ノウハウということになります。どうしても同じ府省で長年働いている人だと、硬直的な考え方になってしまうので、役所の外を経験している方の知見とかノウハウを各省庁は求めています。また、参考程度ではございますが。受験案内の求める人材という記載もご覧ください。例えば、外務省書記官級の試験だと、英語でこのぐらいの点数を持っている方を求めていますなどと書いております。ただ、この求める人材に合致していない場合でも受験可能です。人物本位で面接も実施しますので、人物面を評価してその省庁とマッチしそうな方は採用しております。

Q：経験者採用試験を受ける際の経験年数が足りない場合、受験不可ですか？

A：求める人材の欄に記載している経験年数はあくまで目安になります。各試験で定める受験資格が、その試験を受験するにあたって必ず求められる条件になります。受験資格において、職歴、過去の正社員、正職員歴について求めている試験はございません。また、求める人材の経験年数には複数の会社での勤務歴を合算するということも可能です。

Q：短大卒の方が受けられる区分はB区分のみとなりますか？

A：A区分については大卒以上となっておりますので、短大卒の方は受験できません。B区分については、短大卒の方でも受験できます。その他総務省や国土交通省の地方整備局区分において短大卒の方にも受験資格があります。

【2. 試験の申込み・内容について】

Q：基礎能力試験の難易度はどのくらいですか？

A：「大卒程度試験の問題レベル」としてありますが、大学で学ぶような専門的知識を問う内容ではなく、文章読解や論理的な判断問題、推理問題などが出題されます。

Q：経験論文試験には、文字数や回答時間の指定はありますか・

A：文字数についての制限はありません。配布する答案用紙（両面記入可）に収まるようご回答ください。なお、文字数が少ないからといって不合格になることはなく、内容や、問いとの整合性から採点します。解答時間については、90分間です。

Q：履歴書の書き方について

A：経歴が複雑等の事情から判断が難しい場合、人事院HPに記載している人材局試験課まで個別にご相談ください。

Q：専門試験はどのような対策をすれば良いですか？

A：府省別の経験者採用試験であっても、特に専門的な試験はございませんので、第1次試験では基礎能力試験と経験論文試験を受験していただきます。

Q：過去問は何年分掲載されていますか？参考書として出版されていますか？

A：人事院のHPには過去2年分掲載しています（令和5年度、令和6年度）。過去2年以前の過去問題については、人事院に情報公開請求をしていただくことで閲覧可能です。また、人事院として公式に出版している参考書等はありませんが、公務員試験の基礎能力試験についての参考書が市販されています。

https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/mondairei/mondairei_top.html

Q：府省合同A区分とその他の試験の違いは何ですか？

A：府省合同A区分は政策の企画立案（法律を作る、政策を考えるなど）というお仕事です。基本的に勤務地は、東京（霞が関）の本省・本庁で勤務していただくことになります。府省合同B区分は、全国各地の機関で政策を実行していく事務や事業を実施していくというお仕事です。本省・本庁を含む全国各地の機関で採用されます。その他の府省別試験については、それぞれの試験によって求める専門性や求める人材が異なります。例えば、外務省であれば、語学を生かして、いわば外交官として活躍していただくようなお仕事です。

Q：複数の省庁を併願することはできますか？

A：府省合同A・B区分については、官庁訪問の際に複数の省庁を訪問できます。なお、申込時に第2希望まで選択していただきますが、実際に官庁訪問に行かれる際は、申込時の選択に縛られませんが、数の制限もございません。府省別試験については、受験できる試験は一つだけのため併願できません。

Q：府省合同A区分と府省合同B区分は併願できますか？

A：いずれも同日に実施する試験のため併願はできません。どちらか一つの区分を選択してお申し込みください。

Q：併願できない複数の区分に申込みをしてしまった場合どうなりますか？

A：最後に申込みをしたものが有効となります。

Q：府省合同A区分の政策課題討議試験の過去問題は掲載されていますか？

A：人事院HPに掲載しているものは第一次試験（筆記試験）の問題のみで、政策課題討議試験（グループディスカッション）の問題については掲載しておりません。

Q：人物試験や官庁訪問はリモート面接で受験できますか？

A：第2次試験の人物試験は対面での面接となっています。官庁訪問は各府省の判断となりますが、基本的に対面とオンラインどちらも受け付けている府省が多くなっています。詳細は今後公表予定の官庁訪問日程等についてのお知らせをご確認ください。

Q：第1次試験の会場はどのようなところですか？大学等施設でしょうか？

A：第1次試験は規模が大きいため、対応できる規模の大学等で実施することになります。9月中旬頃に発行される受験票に記載されている試験場を御確認ください。

Q：基礎能力試験の対策方法を教えてください。

A：法律や経済の専門的な知識を覚えるのではなく、過去問題を解いていただき、解き方を知っていただいたうえで本番に臨まれることがよいと思います。

Q：国家公務員採用試験情報N A V Iに掲載されている、過去に実施された府省合同A区分の平均点・合格点は、府省合同B区分の平均点・合格点の参考になりますか？

A：必ずしも同じ点数になるとは言えませんが、目安とはなります。

Q：府省合同A区分は英語力を重視されますか？

A：英語ができなければ試験に合格しないということはありません。ただ、府省合同A区分から採用された方は、採用先によっては国際業務に携わる可能性も大いにあるため、面接等の場でご自身のアピールポイントとしてお話ししていただければと思います。

Q：不合格になった場合、翌年度以降の同じ試験を受ける際にも影響しますか？

A：過去の申込状況や試験結果は全く影響しません。以前同一試験で不合格になった場合や、府省合同A区分で不合格になった翌年度に府省合同B区分を受験する場合、申込みを行ったが受験しなかった試験がある場合も一切影響はありません。

Q：採用候補者名簿の有効期間内に、別の区分の試験を受験することはできますか？

A：受験できます。新たに受験した試験も最終合格した場合、どちらの名簿にも記載されている状態になります。

Q：採用候補者名簿の有効期間内に、同じ試験を受験することはできますか？

A：受験できます。有効期間を延ばすために改めて受験する方もおります。以前の試験結果の合否が影響することはありません。

Q：第1次試験の成績は第2次試験の合否判定に使用されますか？

A：使用されません。第1次試験の成績は第1次試験の合否判定にのみ使用し、第2次試験の合否は政策課題討議試験や人物試験の結果のみで判定します。

Q：経験者採用試験と、国家公務員採用総合職試験の併願はできますか？

A：受験資格を満たしていれば併願可能です。なお、国家公務員採用総合職試験からの採用は一番下の役職段階である係員に、経験者採用試験からの採用は係員の1つ上の役職段階である係長級になりますのでご注意ください。

Q：人事院HP掲載の過去問に外国語試験がありますが、必須ですか？

A：外国語試験は、府省別試験のうち、外務省経験者採用試験（書記官級）で課されるものです。その他の試験においては、基礎能力試験に含まれる英語の問題を除いて外国語試験は課されません。

Q：年齢により有利・不利はありますか？

A：年齢が高いこと、低いことによって合否に有利・不利ということはありません。

Q：府省合同B区分においては、第1次試験で職歴書を提出しますか？

A：府省合同B区分に限らず、全ての経験者採用試験において第1次試験の際に職務経歴書を提出していただきます。職歴だけで採点するのではなく、経験論文試験を採点する際の参考とさせていただきます。

Q：職務経歴書のダウンロードはどこからすればいいですか？

A：経験者採用試験のインターネット申込みページからダウンロードしてご利用ください。
https://www.jinji-shiken.go.jp/keiken/juken_keiken.html#shokureki

Q：人物試験は一般的な面接と同様と考えていいですか？

A：一般的な個人面接と考えていただき問題ありません。事前に面接カードというものを提出いただき、その内容に沿って面接を行います。人柄、対人的能力について確認します。

Q：今まで50代の合格者はいますか？

A：50代の方でも合格している方はいます。

Q：説明を受けて申し込んだ時と違う省庁を受けてみたいと思った場合、再度申込みをし直すことができますか。

A：可能です。各省庁も経験者採用試験向けの説明会というものをやっておりますので、それらの説明を聞いて他の省庁を受けてみたいと思った方は、申し込み期間内であれば改めて申し込むことも可能です。また、府省合同試験については、A区分とB区分がありますが、申込時に特定の省庁を希望していなくても、受験することもできますので、採用を希望する省庁が決まっていない方は府省合同試験を受けていただくこともお勧めしております。

Q：受験時に雇用証明書を提出する必要はありますか？

A：受験の時に過去に勤務していた会社の雇用証明書や在職証明書を持ってくる必要はありません。第2次試験の際に持ってきていただくのは、住民票記載事項証明書という役所で発行される書類や、技術系の総務省や国土交通省、気象庁の試験を受けられる方は、大学や高校の成績証明書を持参していただきます。ただし、採用内定後に初任給を決める際、雇用証明書等が必要になる場合もございますので、採用内定を得られた省庁の担当者にご相談ください。

Q：試験までの対策は？

A：経験論文試験については、皆さんのこれまでの経験や、今後公務にどのように還元できるかをお聞きする試験になっておりますので、特に新たな対策をしていただくものではありません。一方で、基礎能力試験では、マークシートの五択の問題が出されますが、国家公務員としての基礎的な知識や判断・推理する能力を持っているかを見る試験となっており、本屋にて過去問が市販されていたり、人事院HPに過去問題を掲載していたりするので、問題の解き方などを知ったうえで当日臨んでいただければと思います。

Q：希望する機関の所在地が東京だった場合でも、地方で受験すること可能ですか？

A：可能です。例えば、今は地方に住んでいるので経験者採用試験は受験しやすい地域で受けていただけます。官庁訪問については、ご自身の希望する機関に行っていただきますので、東京に行くこととなります。もちろん、東京で試験を受けて、官庁訪問は地方の機関に行くということも可能です。第1次試験地は全国9都市ございますので、ご自身の受けやすい試験地を選んでいただければと思います。

Q：基礎能力試験はどのくらい解ければいいんですか？

A：合格点は年によってばらつきがありますので一概には申し上げられませんが、20点とか30点、満点近く取らないといけないということはありません。基礎能力試験の問題は30問あり、そのうち24題が判断・推理、文章読解の問題になっています。残りの6題が時事問題といった知識の問題になっています。ただし、9点を基準点としておりますので、最低でも9点取らないと、足切りという形で不合格になってしまいます。

Q：基礎能力試験では英語の問題も出されますか？

A：英語の問題も出ます。英語の問題も文章を読んで要約するとか、穴埋め問題とか、そういう問題になっていますが、詳しくは試験問題例をご覧ください。

Q：経験者採用試験第1次試験の時に出す職歴書は、学生時代のアルバイトや副業を記入した方がいいですか？

A：第1次試験の際に出していただく職歴書については、受験資格となる学歴以降のものを書いていただきます。例えば、大学卒として受験される方については、大学卒以降の職業について書いていただくことになります。したがって、学生時代のアルバイトや副業については、基本的には記入不要です。

Q：昨年度の経験者採用試験を受験できなかったが、今年受験する際に不利になるか？

A：不利になることは一切ありません。去年まで受験された、受験していない、申込みをしたというのは今年度の試験にも、今度の採用にも影響しません。

Q：今年は募集していない府省に行きたい場合、来年以降募集が出るとして受験することは可能ですか？

A：もちろん可能です。そういう方も受験しやすいように、合格有効期間を5年間に延長したところですので、今年行きたい府省が無いという方でもとりあえず受験していただければと思います。

Q：総務省で物理の知識は活かせるんですか？

A：総務省経験者採用試験の求める人材は、電気、電子、通信、情報工学、機械、物理、化学に関する課程を修めて大学や高校等を卒業した方です。その中に物理もございまして、物理の知識や経験も生かれます。情報通信系のお仕事になりますので、理系の中でも情報系、物理系といったような専門分野が活かせると思います。

【3. 官庁訪問・採用について】

Q：経験者採用試験の官庁訪問もクール制ですか？

A：経験者採用試験の官庁訪問についてはクール制とはしておりません。基本的には訪問日（面接日）は1日程度で終わることが多く、内定解禁日以降に内定が出るような形になります。1～2週間の官庁訪問期間の中で、各省庁が設定する受付期間に面接に行っていただきます。受付期間については、第1次試験合格者への資料配付による周知及び9～10月頃に人事院HPへの掲載を予定しております。

Q：採用予定者数が増えていますが、各省庁の定員管理に改正があったのでしょうか？

A：行政需要の増加から定員が増えている省庁もありますが、大幅に定員を増加しているというよりは、新卒での採用が少なかった時代に採用された世代がちょうど係長級となる点や社会的に転職が主流となっている中で、係長級が不足しているという状況です。

Q：地方勤務を希望する場合も官庁訪問は東京（霞ヶ関）で行いますか？

A：府省合同B区分であれば、採用を希望する機関にて面接を行います。例えば、九州運輸局で働きたい方は福岡にある九州運輸局へ官庁訪問に行くことになります。

Q：府省合同A区分は、現在部下を持っていない（マネジメント業務に就いたことがない）人でも合格する可能性はありますか？

A：これまでに経験されたことや専門性を総合的に評価する試験ですので、部下がいる役職やマネジメント業務に従事された経験の有無だけで合否を判断することはありません。国家公務員における係長級といっても、必ずしも部下がいて、マネジメントするポストに採用されるとは限らず、職責としては係長級であるものの部下がいないポストもあります。

Q：本省勤務か地方勤務かの希望はどの時点で選択しますか？

A：最終合格者発表後、官庁訪問に行っていただく段階で選択します。府省別試験については、第3次試験の段階で選択することになります。

Q：4月より遅い時期での入省は可能ですか？

A：制度上は問題ありません。ただ、各府省は基本的に4月採用を目指して採用計画を立てていることが多いため、内定先の府省とご相談ください。すぐには転職することが難しい場合、希望する府省がない場合などは合格した年度には官庁訪問に行かず、翌年度、翌々年度など合格有効期間（5年）の間に官庁訪問を受けていただくことも可能ですので、そちらもご検討ください。

Q：採用の倍率はどのくらいですか？

A：合格した方が必ず官庁訪問に来るとは限らないため、採用倍率のデータはありませんが、受験者に対する最終合格倍率は昨年度（令和6年度）の府省合同A区分の場合 3.8 倍でした。府省合同B区分については新設された試験のためデータはありません。

Q：府省合同A区分で採用された後に府省合同B区分の業務に異動したい、またはその反対を希望する場合、再度試験を受験する必要はありますか？

A：採用された後は、A区分（総合職相当）とB区分（一般職相当）でポストは分かれておらず、その方の人事評価の結果や能力を踏まえた配置を行う決まりになっています。一方で各府省の人事運用上、すぐにそのような配置ができるとは限らないため、再度希望する職種に相当する区分の経験者採用試験を受験・合格していただき「任用替え」と呼ばれる手順を踏む方もおります。

Q：実際の採用人数が採用予定数を大きく上回る、または下回ることはいくつありますか？

A：あります。官庁訪問の結果、面接に来ていただいた方と府省の求める人材がマッチングしなければ、採用予定数よりも下回ることがあります。反対に、一緒に働きたいと思う方が多かった場合には採用予定数を上回ることがあります。

Q：現在ある省庁で課長補佐級として働いています。係長級として採用されることは難しいですか？

A：現在の職業についての制限はありませんが、その場合俸給の級と号俸が下がってしまう可能性にご留意ください。課長補佐級として他省庁に転職を希望される場合、課長補佐級の採用も可能な各省庁独自の選考採用もご検討ください。

Q：今年度の経験者採用試験から官庁訪問に来た人に対して不採用を出した府省が、人材が足りなければ新たに選考採用や来年度の経験者採用試験に募集を出すことはありますか？

A：求める人材と希望する方がマッチングせず採用予定数に満たなかった場合、新たに欠員が出た場合など、今年度の試験を経ても欠員が生じていれば、来年度の経験者採用試験に参加したり、独自に選考採用を行ったりすることは想定されます。

Q：官庁訪問とは、最終合格者発表後に行くものという認識で合っていますか？

A：府省合同A区分・B区分についてはそのとおりです。最終合格者発表後に合格者向けの業務説明会を行いますので、そちらを参考に官庁訪問に行く府省を決めることも可能です。なお、府省別試験については、官庁訪問の代わりに第3次試験がありますが、こちらは最終合格者発表前に行われます。

Q：今年度の経験者採用試験について、採用予定機関の次回更新予定はありますか？

A：現時点（8月13日（水）現在）では、7月1日更新で現在掲載しているものが最新になります。今後、採用予定数等に変更が生じた場合は更新します。

Q：官庁訪問段階における採用漏れの割合はどのくらいですか？

A：最終合格者のうち、どのくらいの割合で官庁訪問に来ていただいているのか把握しておりません。

Q：官庁訪問は最終合格した年（名簿に記載されて1年目）に行かなければ不利になりますか？

A：不利になることはありません。経験者採用試験については名簿有効期間の延長が今年度からのため実績はありませんが、いわゆる新卒向けの国家公務員採用試験においては、名簿に記載されて2年目以降の官庁訪問参加で採用された方は多数います。

Q：今年度採用予定数がある機関が来年度もあるとは限らないのですか？

A：必ずしも今年度採用予定数を立てている機関が来年度も採用予定を立てるとは限りません。欠員状況に応じた採用予定となります。

Q：経験者採用試験の採用予定者数と選考採用の採用予定者数は別個のものですか？

A：基本的には別個として採用予定数を立てていると想定されます。

Q：地方公務員の中でも、市町村役場からの採用実績はありますか？

A：あります。県庁等だけでなく市役所など、前職の自治体規模に関係なく採用されます。

Q：現在休職中ですが、合格基準に達していれば最終合格・採用の可能性はありますか？

A：休職中であることだけをもって合否に影響することはありません。あくまでもこれまでこういった仕事を経験しており、今後どう公務に活かせるのかというところで判断をします。

Q：官庁訪問について一つの官庁しか行けない等の制限はあるのか？

A：制限はありません。府省合同試験を申込みしていただく際に、第一希望と第二希望と選択していただくところがありますが、官庁訪問について特に制限はございませんので、例えば希望が変わって別の省庁に行きたいとか、あるいは第一希望、第二希望どちらもダメだったので、追加でいくつか行きたいということも自由です。また、官庁訪問も、今年必ずしも行かないといけないものではないので、例えば今年はどうしても採用を希望する機関がない場合でも、来年に改めて官庁訪問を受けていただくということも可能です。

Q：官庁訪問の日程は？

A：現在各省庁と調整をしているところで、9月から10月頃に人事院の経験者採用試験のホームページに公開する予定です。

経験者採用試験の第1次試験を合格された方には、第1次試験の合格通知書をダウンロードする際に、合わせて官庁訪問日程も配布します。

Q：採用が早まる場合は何月に採用が多いですか？

A：合格者発表は府省合同A区分が11月下旬、府省合同B区分や他の府省別試験12月となっておりますので、少なくともそれ以降になります。いつでも転職可能という方は1月から採用されるということもあります。あるいは3月から採用という方もいますし、特に何月でなければいけないという決まりはありません採用内定後に内定を得られた府省との調整によって決まります。

Q：出入国在留管理局に行きたいが、どちらに官庁訪問行けばいいですか？

A：出入国在留管理局に行ってください。今年度は東京出入国在留管理局において採用予定があります。

【4. 給与・手当・勤務環境について】

Q：現職の国家公務員として働いており、経験者採用試験から別の府省に採用された場合、現在の給与は考慮されるのでしょうか。

A：現在所属の省庁と新たに採用される省庁との調整になりますので、採用が決まり次第現在所属の省庁にご相談ください。基本的には退職日と採用日が引き継いでいれば、給与は引き継がれます。退職手当についても同様です。

Q：テレワークは柔軟に選択できる環境ですか？

A：選択しやすい環境です。人事院や内閣人事局としても、積極的にテレワークを行うよう推進しています。部署によって、窓口業務や現場業務の場合、頻繁に行うことは難しいですが、特にデスクワーク系の職場では多くの方がテレワーク勤務を取り入れています。

Q：採用された場合、赴任旅費は支給されますか？

A：採用に当たって転居を伴う場合は支給されます。詳細は採用内定後に、各府省庁の担当者にお尋ねください。基本的には、引っ越しをしなければ勤務官署に通うことが難しい場合には支給されますが、現在のお住まいから差し支えなく通える場合は支給できないこともあります。

Q：経験者採用試験からの採用者の給与に上限はありますか？

A：国家公務員の給与は、係長級はこの程度、課長補佐級はこの程度と決まっています。国税庁や外務省など給与の規定が異なる省庁もあるため一概には言えませんが、一般的な事務系の係長級では、38万6000円ほどが上限で、ここに本府省業務調整手当や地域手当、住宅手当などがつきます。

Q：国家公務員の寮に入る場合、住居手当は出ますか？家賃はどれくらいですか？

A：官舎（いわゆる社員寮に当たる、国家公務員の宿舎）に入る場合、住居手当は支給されません。家賃は立地や築年数、広さにより異なりますが、都内でも6～7万円台のところもあると聞いています。

Q：フレックス制度はありますか？

A：基本的に全ての職員が利用できます。出勤時間を早める/遅くすることもできますし、1日の標準勤務時間が7時間45分のところ、予定が無い日の勤務時間を長くして予定がある日の勤務時間を短くすることも可能です。1日分の勤務時間を他の日に割り振ることで、土日に加えて平日にも1日休みを作り、いわゆる週休3日を実現することもできます。

Q：個人事業をしている場合、採用後は廃業する必要がありますか？

A：兼業・副業については内閣人事局または人事院職員福祉局審査課へお尋ねください。自営業であれば程度によっては認められる場合もありますので、基本的には採用内定が決まった段階で、内定先府省庁の担当者にご相談ください。

Q：交通費の上限が月15万円となっていますが、上限近くまでかけて通勤されている人はいますか？

A：他府省含め正確な状況は当課では把握しておりません。本府省庁においては上限いっぱい通勤されている人は多くはない印象ですが、15万円の中で通える範囲は広いと、県をまたいでの通勤に活用することができます。例えば、静岡県から名古屋市内の官署へ新幹線で通勤するといった場合などです。

Q：住居手当はどのような条件で満額（2万8000円）支給されますか？

A：1万6000円を超える家賃を払っている方については、住居手当の支給対象になります。家賃に応じて約半額程度の金額が支給され、その中で最高額が2万8000円となります。

Q：地方公務員からの転職の場合も、退職から間を開けず連続して採用されたら退職手当等は引き継がれますか？

A：基本的に、退職日と採用日が連続している場合は、退職手当や共済関連は引き継がれますが、採用内定後に所属している自治体等に御相談ください。初任給については、これまでの経験を考慮した決定にはなりますが、詳しくは採用内定を得た省庁の給与担当にお問い合わせください。

Q：前職の民間企業での給料はどの程度加算・考慮されますか？

A：基本的に前職の給料がいくらであったかよりも、これまでの経験年数を考慮します。同程度の経験年数を有する、新卒から採用された職員との均衡を考慮して判定します。例えば、これまで15年の職歴がある方の場合、国家公務員として15年働いている方の給与と比較して決定します。

Q：府省合同B区分について、採用されたブロックエリアを越えた異動はありますか？

A：府省庁によって異なりますので、最終合格後の説明会や問合せなどで、各府省庁の担当者にお尋ねください。本省から全く異動がない場合や管内だけの異動もあれば、各地域から本省への異動及び全国的な転勤もあるという府省庁もあります。一方でどの府省庁においても、育児や介護等の事情に配慮していますので、ご安心ください。

【5. その他】

Q4：氷河期世代の採用試験は今年もありますか？

A4：氷河期世代の採用を積極的に取り組むよう、政府の方で方針が決まっています。政府から氷河期世代の選考を実施するよう要請がありましたので、令和8年度の実施に向けて検討しているところです。今年度については、氷河期世代に特化した採用試験を行う予定はありませんので、氷河期世代の方で国家公務員への転職を考えている方がいらっしゃいましたら、経験者採用試験や選考採用を受験してください。

Q：経験者採用試験と選考採用（省庁独自の中途採用試験）は併願可能ですか？

A：併願可能です。経験者採用試験は人事院が統一して実施しているものですが、各省庁が実施する選考採用は別日程で実施していますので併願可能です。

Q：7月24日に開催されたweb説明会のアーカイブはいつ公開されますか？

A：7月24日の説明会は内閣人事局という人事院とは別の機関が主催をしたものですが、準備ができ次第、公開する予定と聞いております。

Q：文部科学省の勤務地は本省とされていますが、東京（霞ヶ関）ということですか？

A：文部科学省は基本的に地方機関がございませので、東京（霞ヶ関）が主になります。本人の希望等により出向等をした場合は地方や海外で勤務する場合があります。

Q：各府省庁が個別に行う選考採用の応募要件に職歴年数がある場合、大学院在籍期間のアルバイトや業務委託の勤務期間を含めることはできますか？

A：人事院として定めるルールはありません。府省庁によっては大学（学士）以降の職歴を全て通算する場合があります。基本的に各府省庁の判断になりますので、ご興味を持たれた府省庁へお問い合わせください。

Q：現職の国家公務員が受験した場合、現在の所属省庁に情報は共有されますか？

A：最終合格後に「採用候補者名簿」は各省庁の採用担当者へ共有されますが、当該省庁に現在所属されている方が載っている旨を特段取り上げてお知らせすることはありません。また、採用候補者名簿には現職の職業などの記載は無く、人物試験や官庁訪問等でお話しいただいた内容などを別個お伝えすることもあります。地方公務員においても同様です。

Q：オンライン面接実施可能と記載している選考採用は、国外からでもオンライン面接に参加できますか？

A：選考採用は各府省庁個別に実施しているため断言はできませんが、基本的にはオンラインで実施しているものについては、国内外問わずどこからでも参加可能なものになりますので、制限は無いと思われます。詳しくは受験を希望する府省庁にお尋ねください。

Q：離職の原因は何ですか？

A：個別に理由を聞いた統計などはありませんが、転職市場が盛んとなっており、ステップアップのための転職が主流である時代背景や、給与や働き方が希望や時代に合っていないと感じられる方もいることも、離職理由の一つとしてあげられると考えています。

Q：経験者採用試験で採用された方の離職率は分かりますか？

A：経験者採用試験からの採用者に限定した離職率は集計しておりません。

以 上